三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字カナザイ二三一一の一・二三一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三一一の三、字赤井二三二九・二三三七の一・二三三七の二・字コウタケ二六五五の二・二六五五の三・字ナマゾガオ二六五六の三五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字上元有三一八二の一から三一八二の四まで、浮羽町新川字スサキ二六七、二六八の二、字長山二七三、字東内ヶ原七三五の二、字堀切一一五四、字柳迫二二三五、字片草四五四三の二四、四五四三の二五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡川崎町大字安眞木字小ヶ倉五四二六・五四二七・五四三一・字二反戸五四九一・五四九二・五四九四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山家一三一三、一三一四、一三八八（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山家一三一三・一三一四・一三八八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市南鐙坂一七二、一一七六、一一七七の二、一二三五、一二三七から一二四二まで、一二四三の一、一二四三の二、一二四四の一、一二四四の二、一二四五、一二四六、一二四七の一、一二四七の二、一二四八の一、一二四八の二、一二四九の一、一二四九の二、一二五〇の一、一二五〇の二、一二五一の一、一二五一の二、一二五二の一、一二五三、一二五四、一二五五の一、一二五五の二、一二五六から一二五八まで、一二六二の一、一二六二の二、一二六三の一、一二六三の二、一二六四の一、一二六四の二、一二六五の一、一二六五の二、一二六六の一、一二六八の一、一二六九の一、一二六九の二、一二七〇の一、一二七〇の二、一二七一の一、一二七一の二、一二七二、一二七三の一、一二七三の二、一二七四の一、一二七四の二、一二七五の一、一二七六の一、一二七六の二、一二八〇、一二八一、一二八二の一、一二八三、一二八五の一、一二八五の二、一二八六、一二八九の一、一二八九の三から一二八九の五まで、一五四三、一五四四の二、一五四四の三、一八九九、一九〇〇、一九四六、一九六一、真田甲一四三九、甲一四四三、甲一四四五の一、甲一四四五の二、甲一四四六の二、甲一四四六の五、甲一四四八、甲一四五二、甲一四五三の一から甲一四五三の三まで、甲一四五四、甲一四五五、甲一四七六の一、北鐙坂一五六三、一五六五、一五六九の二、一五七二、一五七四の三、一六一八の二、一六一九の二、一六二一の一、一六二二、一六二四、一六二五の一、一六二六の一、一六二七、一六二八の一、一六三〇、一六三一、一六三二の一、一六三二の二、一六三二の四、一六三二の五、一六三二の七から一六三三の一〇まで、一六三二の一二、一六三三の一四、一六三三、一六三五、一六三六、一六三七の一、一六三八、一六四四、一六四八、一六四九の一、一六四九の二、一六五〇の一から一六五〇の四まで、一六五一の一から一六五一の五まで、一六五二、一六五三、一六五五から一六五九まで、一六五七の一、一六五九の一、一六六三、一六六四の三、一六六四の四、一六六五、一六六六の一、一六六六の二、一六六九、一六七一から一六七三まで、一六七四の一、一六七四の三、一六七四の四、一六七六、一六七八、一六七九、一六八〇の二、一六八一から一六八四まで、一六八二の一、一六九二の一、一六九二の二、一六九三の二、一六九六の一〇、一七一一から一七一三まで、一七一二の一、一七一二の二、一七一五から一七一七まで、一七一五の一、一七一六の一、一七一八の一、一七一九、一七二三、一七二七の二、一七二七の三、一七三〇、一七三二の一、一七三二の二、一七四二の二、一七五一、一七五二、一七五四、一七五五の一から一七五五の三まで、一七五六から一七五九まで、一七六一から一七六三まで、一七六四の一、一七六八六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）